

ケーブルプラス電話サービスの工事および請求等に関する規約

第1条（適用）

本規約は、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）がケーブルプラス電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）に基づいて提供するケーブルプラス電話サービス（以下「電話サービス」といいます。）の開始または終了に必要なケーブルプラス電話接続回線の引込、移設および撤去に係る工事並びに電話機能付ケーブルモデムおよび端末設備機器（以下「終端装置」といいます。）の設置、移設および撤去に係る工事、その他これら保守に必要な工事のうち、シーシーエヌ株式会社（以下「CCN」といいます。）が行う工事および料金の請求等に関して適用されます。

第2条（契約の成立）

CCNは、CCNを通じ、電話サービスの申込があったときは、KDDI が受付けした順序に従って承諾します。

2 CCNは、前項の規定にかかわらず、次の場合には、KDDI を通じ、申込を承諾しない場合があります。

- (1) ケーブルプラス電話接続回線を設置し、または保守する事が技術上困難な場合。
- (2) 申込をした者が、電話サービスに係る料金、または工事に関する費用等の支払いを怠る恐れがある場合。
- (3) その他CCNの業務の遂行上支障がある場合。

第3条（工事の承諾）

約款所定のケーブルプラス電話加入者（以下「加入者」といいます。）は、約款に基づきCCNがCCN所定の機器、工法により工事を行い、別表に定める「工事費」を支払うものとします。なお、加入者は、工事をCCN指定の業者（以下「CCN指定業者」といいます。）が行うことについても併せて承諾するものとします。

2 加入者は、工事上の必要があるときは、CCNまたはCCN指定業者が加入者の所有または占有する敷地、家屋および構築物等に立ち入ることを承諾するものとします。共同住宅、その他加入者以外の所有または占有する敷地、家屋および構築物等に立ち入る必要があるときは、加入者の責任においてその承諾を得るものとします。

3 CCNは、引込設備までの維持管理を行うものとし、加入者は宅内設備の維持管理を行うものとします。なお、終端装置の所有権はCCNに帰属します。

4 CCNは、別途定める「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、約款別記18で定める端末設備を加入者に貸与します。

5 契約の解約、解除の際には、CCNが引込設備、終端装置を撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等を要する場合、並びに電話機の他事業者電話回線への接続や電話サービス利用以前の状態に復帰する工事および手続きは、加入者が行うものとし、その費用は加入者が負担するものとします。また、引込設備、終端装置の撤去に要する別途CCNが定める費用は、加入者の負担となります。

第4条（サポート）

電話サービスの利用、利用の停止、その他電話サービスに関しては、約款の定めるところによるものとします。

2 電話サービスを利用できないときは、加入者の設備・利用態様に問題がないことを確認のうえ、加入者がCCNに申告するものとし、CCNがCCNおよびKDDI の設備の修理または対応（以下「サポート」といいます。）のための手配を行います。CCNの工事またはKDDI の責任以外の原因による場合は、CCNおよびKDDI はサポートの責めを負いません。

3 加入者は、電話サービスの利用環境、容態のほか、申告の時間帯等により、サポートができない場合またはサポートに時間を要する場合があることを承諾するものとします。

第5条 (KDDI 電話サービスに係る債権の譲渡等)

加入者は、約款の規定により支払いを要することとなった電話サービスに係る料金（以下「電話サービス料金」といいます。）に係る債権が、KDDI の定めるところによりCCNに譲渡されること、その結果CCNが当該債権を加入者に請求することを承諾したものとします。また、この場合加入者は、CCNおよびKDDI が加入者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条 (支払い)

加入者は、工事代金のほか、KDDI からCCNが債権を譲り受けた電話サービス料金を、約款の定めに従い、CCNの請求に基づきCCNに支払うことを承諾するものとします。

2 加入者が支払期日を経過しても工事代金および電話サービス料金等を支払わないときは、支払済までの間（支払期日経過後にCCN本社以外で支払われた場合はCCNが支払の事実を確認できるまでの期間を含みます）、約款の定めに従い電話サービスの利用が停止されることがあるほか、支払期日の翌日から支払済まで年14.6%の割合（1年未満の場合は1年を365日とする日割計算とし、1円未満は四捨五入するものとします）による遅延損害金を支払うものとします。

第7条 (個人情報の取り扱い)

加入者の個人情報については、CCNが別に定める「個人情報の取り扱いについて」により取り扱うものとします。

第8条 (規約の改定)

CCNは、この規約を予告なく改定することができるものとします。CCNは、この規約を改定した場合は、CCNホームページに掲載するものとします。

附則

本規約は2021年4月1日から発効するものとします。

別表1 工事費

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
利用開始時	CCN既加入者	追加工事	1ケーブルプラス 電話接続回線毎	実費	実費
	CCN未加入者	新規工事	1ケーブルプラス 電話接続回線毎	実費	実費
本サービス解約時	本サービス加入者	撤去工事	1ケーブルプラス 電話接続回線毎	実費	実費